

# 石川県公報

令和3年3月31日(水曜日)

号 外

(第27号)

## 目 次

条 例  
○石川県税条例の一部を改正する条例 (税務課) 1

## 条 例

石川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県条例第二十三号

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第百三十一条の十一第三項中「記名押印した」を「その氏名又は名称を記載した」に改め、同条第七項中「記名押印しなければ」を「その氏名又は名称を記載しなければ」に改める。

第百三十六条第一号及び第二号中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第九条の二の三第一項中「同項に規定する特定保有株式(以下この項において「特定保有株式」という。）」及び「特定保有株式」を削る。

附則第十二条第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の四第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項の表第九号中「者」を「者(租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第七号に規定する中小企業者(以下この表において「中小事業者等」という。)に限る。）」に改め、同表第十四号中「いう」の下に「。以下この号において同じ」を、「除く。」の下に「で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十四条第十二項に規定する産業廃棄物処分業者又は同法第十四条の四第十二項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者(これらの者のうち中小事業者等を除く。)が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの(一般廃棄物の処分のために使用することが必要であると認められるものを除く。）」以外のも」を加え、同条第二項、第四項及び第五項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の八第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第三項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を、「第二号ロ」の下に「若しくは第三号ロ(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。

4 法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車(以下この条及び附則第十三条において「軽油自動車」という。)のうち、同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準(附則第十三条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準(附則第十三条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗用車(同号イ及びロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車の取得が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百三十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

5 法第百五十七条第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百三十三条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

附則第十三条第一項中「第三項及び次条第三項」を「以下この条及び次条第三項」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「法第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車（第三項第六号において「軽油自動車」という。）を「軽油自動車」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第三項中「当該自動車（自家用の乗用車及びキャンピング車（以下「自家用乗用車等」という。）を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては、同年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第百四十四条の五の」を「同条の」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準で省令で定めるもの」の下に「（第六項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。）を加え、「同号ロ」を「同条第一項第二号ロ」に改め、「この号」の下に「及び第六項第二号」を加え、同項第三号中「をいう。」の下に「第六項第三号において同じ。」を加え、同項第四号中「次項第一号」を「以下この条」に、「同条第一項第四号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「同条第一項第四号イ(2)」を「同号イ(3)」に改め、同項第五号中「次項第二号」を「以下この条」に、「同条第一項第五号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に改め、同項第六号中「法第百四十九条第一項第六号イに規定する」及び「同号イに規定する」を削り、同条第四項中「掲げる自動車」の下に「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「当該自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第百七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日（自家用乗用車等にあつては、同年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「第百四十四条の五の」を「同条の」に改め、同条第五項中「第三項（第四号及び第五号を除く。）」を「第三項第一号から第三号まで」に、「自家用乗用車等」を「自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）」に改め、同条第六項中「前三項」を「第三項から前項まで」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 次に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）に対する第百四十四条の五第一項から第三項までの規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

三 プラグインハイブリッド車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が法第百四十九条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

7 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百四十四条の五第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

##### (個人の県民税に関する経過措置)

2 改正後の附則第九条の二の三第一項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和三年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

##### (軽油引取税に関する経過措置)

3 改正後の附則第十二条の四第一項の規定は、この条例の施行の日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

##### (自動車税に関する経過措置)

4 改正後の第百三十六条及び附則第十二条の八の規定は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 改正後の附則第十三条の規定は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

